◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

とちぎ青少年プラン

2016～2020（概要版）

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

栃 木 県

１　計画の概要

１　計画策定の趣旨

栃木県の次代を担う青少年が、夢と希望を持って心豊かでたくましく成長することは、県民すべての願いです。

このため、県では、これまで「とちぎ青少年プラン（第１期～第３期）」を策定し、青少年の健全育成施策の推進を図ってきました。

しかしながら、今日の日本は、過去に例を見ないほどの少子高齢化や、高度情報化、グローバル化が進展し、家庭や学校、地域など青少年を取り巻く環境が大きく変化する中で、非行の低年齢化やいじめなどに見られる規範意識の低下、ニートやひきこもりの増加など、問題は多様化し、複雑かつ深刻化しています。

さらには、就労の不安定化や子どもの貧困問題など、青少年を取り巻く様々な環境への対応も求められています。

こうした状況から、引き続き、青少年の健全育成を総合的、効果的に推進するため、栃木県青少年健全育成条例の基本理念や、子どもたちを育成していくための大人の行動指針として制定した「とちぎの子ども育成憲章」の理念を踏まえ、前プラン同様、「心豊かでたくましいとちぎの青少年の育成」を目指し、「とちぎ青少年プラン2016～2020」を策定します。

２　計画の性格及び役割

(1) 本県の青少年の健全な育成を総合的かつ効果的に推進するための「基本計画」とし、基本目標やこれを実現するための推進施策などを示します。

(2) 子育てにかかわる大人の基本理念・行動指針として平成22年2月に制定した「とちぎの子ども育成憲章」を踏まえた計画とし、県はもとより、市町をはじめ、家庭、学校、職場、地域などが相互に連携・協力を図りながら、県民総ぐるみで青少年の健全育成を推進していくための指針となるものです。

(3) 本プランが青少年育成団体などの活動の参考となり、また、県民一人ひとりが青少年育成への関心を高め、青少年育成活動が地域社会全体の取組となることを期待するものです。

３　計画の期間等

平成28年度から平成32年度までの５年間とします。

４　計画が対象とする青少年の範囲

０歳から概ね30歳までの青少年を対象とし、施策によっては30歳代も対象とします。

２　青少年を取り巻く状況

我が国は、人口減少と少子高齢化の急速な進展が現実のものとなり、情報化社会・グローバル化の進展、地域社会の変化・価値観の多様化、雇用状況の変化等に伴い、青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。

本県においても、青少年人口が年々減少していることに加え、いじめ、不登校、ひきこもり、ニート等の問題、障害のある青少年への対応、子どもの貧困問題、児童虐待等、社会生活を営む上で困難を抱える青少年の現状は多様化している状況にあります。

３　計画の基本的考え方

１　本県の取組

(1) これまでの取組

「とちぎ青少年プラン2011～2015」においては、「心豊かでたくましいとちぎの青少年の育成」を目指し、「社会的に自立した青少年の育成」と「青少年を取り巻く環境の整備」という２つの基本目標に沿って、家庭、学校、職場、地域等の連携・協力のもと、県民総ぐるみで各種施策を展開してきました。

その結果、青少年の健全育成に対する県民意識の醸成が図られ、有害環境浄化対策の推進など、青少年の育成に係る取組は概ね順調に推移し、一定の成果を上げることができました。

(2) 今後に向けた課題

近年、児童虐待、子どもの貧困、いじめ・不登校、青少年の自殺など青少年を取り巻く環境は厳しい状況にあります。青少年が健やかに成長し、将来に対して明るい希望を持ち、夢の実現に向け前向きに生きられるような支援が求められます。

そのためには、青少年の健やかな成長・発達の基礎となる、基本的な生活習慣の形成や規範意識の醸成などとともに、社会参加活動や社会体験活動への積極的な参加の促進、職業教育の充実などが必要です。

また、困難を抱えるそれぞれの青少年やその家族に必要な支援を行うとともに、非行や犯罪に陥った青少年については、その抱える困難に配慮した立ち直り支援が必要であり、総合的な相談・支援体制の確立や関係機関のネットワークの構築が求められています。

さらに、社会のあらゆる構成員がそれぞれの役割を果たし、家庭や地域の機能を補完する様々な活動を支援するとともに、非行防止対策の推進をはじめ、インターネットやスマートフォンを介した犯罪や被害の防止、その適正利用の促進、危険ドラッグ等の有害環境の浄化活動等、安全・安心な環境づくりの推進が必要です。

そして、すべての県民が、「とちぎの子ども育成憲章」に示された理念を十分に理解し、実践に結びつけることができるよう、憲章の普及・啓発に努め、とちぎの青少年を育む県民運動をより積極的に展開していく必要があります。

２　基本目標

青少年健全育成条例の基本理念を踏まえ、「心豊かでたくましいとちぎの青少年の育成」を目指し、以下の３つの基本目標を掲げて、青少年の健全育成に取り組んでいきます。

「心豊かでたくましいとちぎの青少年の育成」

Ⅰ　「すべての青少年の健全な育成と自立の促進」
Ⅱ　「困難を抱える青少年やその家族への支援の充実」
Ⅲ　「青少年の健全な成長を社会全体で支える環境の整備」

３　施策の体系

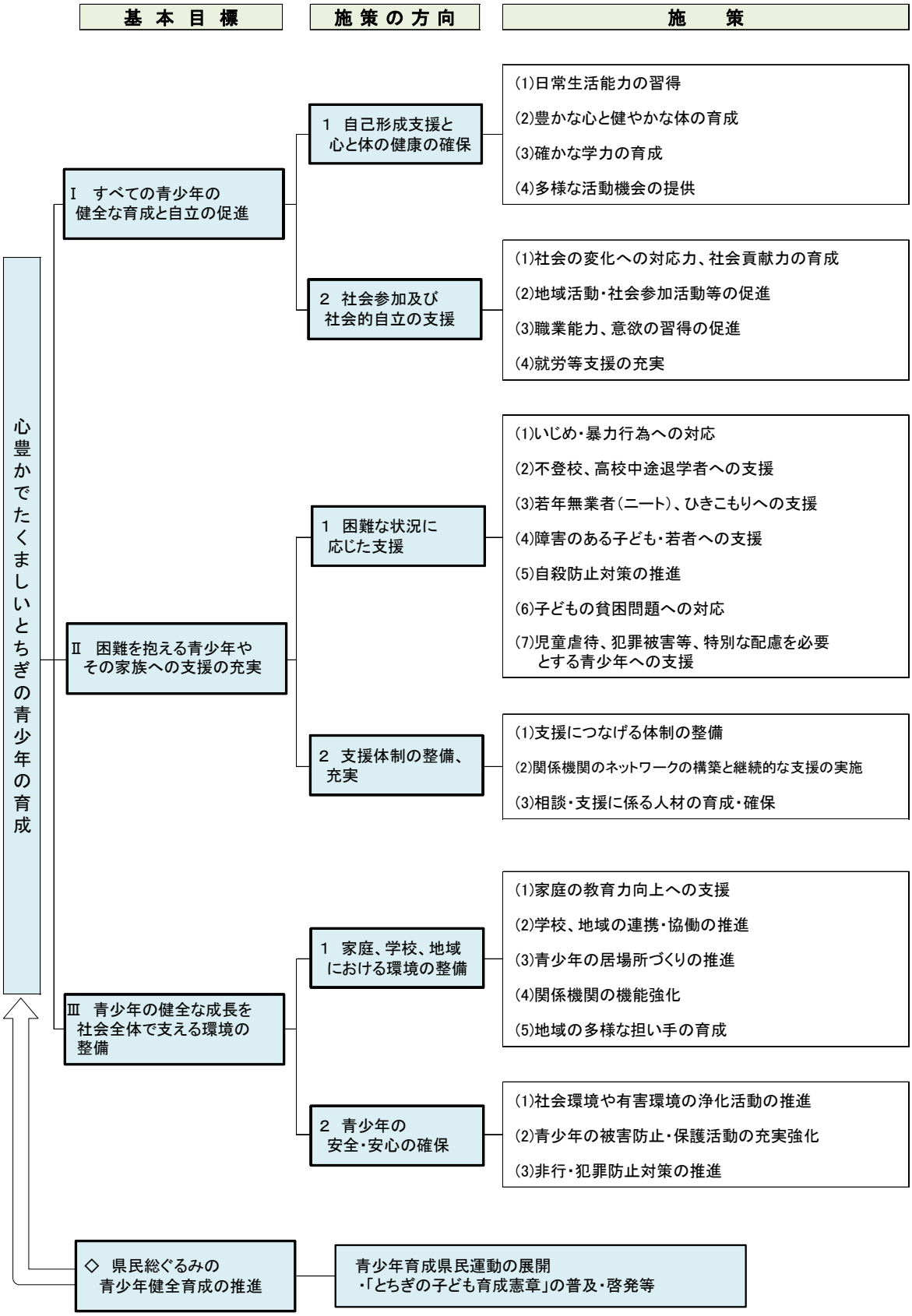
基本目標
施策の方向
施策
心豊かでたくましいとちぎの青少年の育成
Ⅰ　すべての青少年の健全な育成と自立の促進
1　自己形成支援と心と体の健康の確保
(1)日常生活能力の習得
(2)豊かな心と健やかな体の育成
(3)確かな学力の育成
(4)多様な活動機会の提供
2　社会参加及び社会的自立の支援
(1)社会の変化への対応力、社会貢献力の育成
(2)地域活動・社会参加活動等の促進
(3)職業能力、意欲の習得の促進
(4)就労等支援の充実
Ⅱ　困難を抱える青少年やその家族への支援の充実
1　困難な状況に応じた支援
(1)いじめ・暴力行為への対応
(2)不登校、高校中途退学者への支援
(3)若年無業者（ニート）、ひきこもりへの支援
(4)障害のある子ども・若者への支援
(5)自殺防止対策の推進
(6)子どもの貧困問題への対応
(7)児童虐待、犯罪被害等、特別な配慮を必要とする青少年への支援
2　支援体制の整備、充実
(1)支援につなげる体制の整備
(2)関係機関のネットワークの構築と継続的な支援の実施
(3)相談・支援に係る人材の育成・確保
Ⅲ　青少年の健全な成長を社会全体で支える環境の整備
1　家庭、学校、地域における環境の整備
(1)家庭の教育力向上への支援
(2)学校、地域の連携・協働の推進
(3)青少年の居場所づくりの推進
(4)関係機関の機能強化
(5)地域の多様な担い手の育成
2　青少年の安全・安心の確保
(1)社会環境や有害環境の浄化活動の推進
(2)青少年の被害防止・保護活動の充実強化
(3)非行・犯罪防止対策の推進
◇　県民総ぐるみの青少年健全育成の推進
青少年育成県民運動の展開
・「とちぎの子ども育成憲章」の普及・啓発等

４　青少年育成施策の推進

１　施策の展開

基本目標Ⅰ　「すべての青少年の健全な育成と自立の促進」

（　○取組の中項目　・取組の小項目　）

施策の方向１　「自己形成支援と心と体の健康の確保」

(1) 日常生活能力の習得
○基本的生活習慣の形成　○コミュニケーション能力の育成　○規範意識の醸成

(2) 豊かな心と健やかな体の育成
○人権教育・人権啓発の推進　○自己肯定感の涵養　○ふるさとへの誇りや郷土愛の醸成
○男女共同参画意識の醸成　○食育の推進　○体力の向上の支援
○健康教育の充実

(3) 確かな学力の育成
・学習状況調査の活用による学力向上の推進
・アクティブラーニング等による課題解決能力の育成

(4) 多様な活動機会の提供
○読書活動の推進　○文化活動の支援　○スポーツ活動の支援
○自然体験・農業体験活動の推進　○環境学習・環境教育の推進

施策の方向２　「社会参加及び社会的自立の支援」

(1) 社会の変化への対応力、社会貢献力の育成
○情報教育の推進　○金融経済教育の推進　○労働者の権利・義務に関する教育の推進
○防災教育の推進　○社会貢献意識の醸成　○国際的視野の育成

(2) 地域活動・社会参加活動等の促進
○意見発表等の機会の確保　○リーダー育成の推進　○社会づくりへの参画促進
○国際交流活動及び国際協力活動への参加促進

(3) 職業能力、意欲の習得の促進
○キャリア教育・職業教育の充実　○職業能力開発、職業訓練の充実

(4) 就労等支援の充実
○職業的自立支援　○ＵＩＪターンの就職支援　○創業の支援

基本目標Ⅱ　「困難を抱える青少年やその家族への支援の充実」

施策の方向１　「困難な状況に応じた支援」

(1) いじめ・暴力行為への対応
・いじめ問題対策連絡協議会等によるいじめを許さない環境づくり

(2) 不登校、高校中途退学者への支援
○不登校の児童・生徒への支援　　○高校中途退学者への支援

(3) 若年無業者（ニート）、ひきこもりへの支援
○ニートへの支援（就業体験事業や職業訓練への助成）
○ひきこもりへの支援（アウトリーチの実施、ひきこもりサポーターの養成）

(4) 障害のある子ども・若者への支援
・早期からの相談支援体制や療育体制の充実及び特別支援教育の充実

(5) 自殺防止対策の推進
・こころのダイヤルの設置、ゲートキーパーの養成、職場でのメンタルヘルス相談の推進

(6) 子どもの貧困問題への対応
○教育支援　　○生活支援　　○保護者の就労支援　　○経済的支援

(7) 児童虐待、犯罪被害等、特別な配慮を必要とする青少年への支援
○児童虐待の防止及び虐待を受けた青少年への対応　　○犯罪被害者への支援
○外国人の青少年とその家族への支援　　○性同一性障害等の青少年への支援

施策の方向２　「支援体制の整備、充実」

(1) 支援につなげる体制の整備
・総合的な相談窓口における相談・対応の充実
・学校などへのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー配置による相談体制の整備

(2) 関係機関のネットワークの構築（横の連携）と継続的な支援の実施（縦の継続）
・「子ども・若者支援地域協議会」の連携強化と充実
・各分野の連携強化によるライフサイクルを見通した継続的で切れ目のない支援

(3) 相談・支援に係る人材の育成・確保
・相談・支援機関職員等の資質向上
・人材を増やすための啓発・広報事業の実施

基本目標Ⅲ　「青少年の健全な成長を社会全体で支える環境の整備」

施策の方向１　「家庭、学校、地域における環境の整備」

(1) 家庭の教育力向上への支援
・「家庭の日」の普及・啓発、「親学習プログラム」等の活用
(2) 学校、地域の連携・協働の推進
・地域住民が学校をサポートする仕組みの構築、学校と地域の連携による取組の支援
・保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の設置等の取組を推進
(3) 青少年の居場所づくりの推進
・青少年社会教育施設での交流、社会参加活動支援、放課後子ども教室・放課後児童クラブへの支援
(4) 関係機関の機能強化
・青少年教育活動や家庭教育支援等の充実を図るための情報交換会や研修会の実施
(5) 地域の多様な担い手の育成
・青少年健全育成活動の担い手の育成
・家庭教育オピニオンリーダー、地域教育コーディネーターの養成

施策の方向２　「青少年の安全・安心の確保」

(1) 社会環境や有害環境の浄化活動の推進
○有害環境への適切な対応（有害図書類等の指定、書店等への立入調査）
○薬物乱用防止対策の推進
○安全安心なまちづくりの推進（パトロールや見守り活動の実施）

(2) 青少年の被害防止・保護活動の充実強化
○インターネット利用に係る犯罪被害防止対策の推進（ネットリテラシー教育の充実、インターネットフォーラムの開催）
○消費者被害防止対策の推進（被害防止対策講習会や出前講座の実施）
○交通安全教育等の推進　　○デートＤＶ防止対策の推進

(3) 非行・犯罪防止対策の推進
○不良行為、非行防止対策の強化（非行防止教室開催、街頭補導活動の強化）
○非行少年の立ち直り支援による再非行防止対策の強化　　○相談活動の充実

２　県民総ぐるみの青少年健全育成の推進

今後の県民総ぐるみ運動を、家庭、学校、職場、地域等が一体となって、心豊かでたくましいとちぎの青少年の育成を『とちぎ 心のスクラム県民運動』として、県民総ぐるみで展開していくこととします。

とちぎ 心のスクラム県民運動

５　計画の推進

「とちぎ青少年プラン2016～2020」の着実な推進のため、県の推進体制の充実を図るとともに、市町や関係機関・団体などと連携を図りながら、県民の理解と協力のもとに、青少年の健全な育成に努めます。

とちぎ青少年プラン
2016～2020（概要版）

栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課
〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20
TEL：028-623-3075　FAX：028-623-3150
Eメール：seishonen-danjo@pref.tochigi.lg.jp

毎月第3日曜日は
ふれあい育む
家庭の日